

「(仮称)宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」策定懇談会設置要領

(設 置)

第 1 条 「(仮称)宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画(以下「基本計画」という)」を策定するにあたり、配偶者からの暴力防止に関する施策等について、広く市民の意見を聴くため、「(仮称)宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(設置期間)

第 2 条 懇談会の設置期間は、平成 20 年 8 月 19 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(組 織)

第 3 条 懇談会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体から推薦を受けた者

3 委員の任期は、平成 20 年 8 月 19 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇談会に、会長、副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶 務)

第 6 条 懇談会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(補 則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 8 月 19 日から施行する。